

原子力防災の取組と広域住民避難計画等 について



令和3年11月

鳥取県・米子市・境港市

内 容

- 1 島根原子力発電所の概要等について**
- 2 広域住民避難計画について**
- 3 避難計画の実効性向上に係る取組について**

1 島根原子力発電所の概要等について

鳥取県に影響する原子力施設

原子力施設	所在地	概要
中国電力株式会社 島根原子力発電所	島根県松江市鹿島町片句654-1	1号機、2号機、3号機
(国研)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設(R3年1月 加工事業の廃止措置計画認可)



島根原子力発電所の現状

区分	1号機	2号機	3号機	
営業運転開始	昭和49年3月	平成元年2月	未定	
新規制基準への対応状況	廃止措置中 (平成27年7月28日～)	原子炉設置変更許可※ (令和3年9月15日)	適合性審査申請 (平成30年8月10日)	
電気出力	46万KW	82万KW	137.3万KW	
原子炉形式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良沸騰水型 (ABWR)	
燃料集合体数	400体	560体	872体	
制御棒本数	97本	137本	205本	
主な対応状況	防波壁	完了済(海拔15m)※健全性確保に万全を期すため補強工事中。R4年度完了予定		
	フィルタ付ベント	—	令和4年度内完了予定	令和5年度上期完了予定
	難燃性ケーブル	—	対応済	対応済
	免震重要棟	—	平成26年10月建物工事完了	
	緊急時対策所	—	令和元年度完了	令和5年度上期完了予定

※2021. 9.15 規制委の定例会合で「審査合格」

* 特定重大事故等対処施設：H28.7.4設置変更許可申請、審査中。宅地造成中。工事計画認可後に建設着手。

原子力災害とは

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射性物質が漏れ、環境や住民に影響を及ぼす恐れがあります。

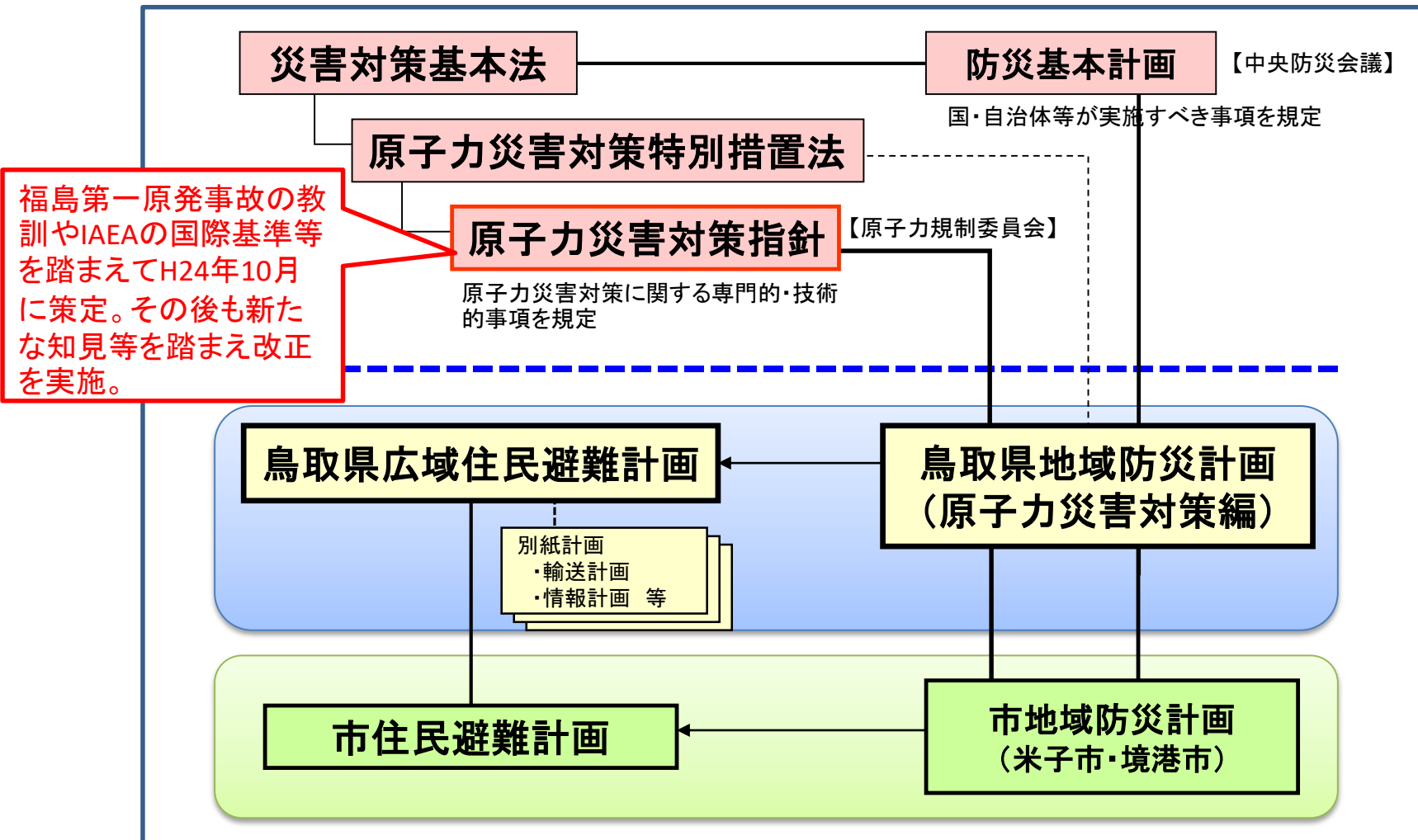
●原子力災害発生時のイメージ図 ※放射線は目に見えません ➡ 行政からの情報に基づき 屋内退避や避難などが必要



2 広域住民避難計画について

地域防災計画及び広域住民避難計画の策定

- 県及び市は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法により、原子力災害から住民の生命・身体・財産を守るため、「地域防災計画」等の策定や実施等の責務を有する。
- 原子力災害対策に関する専門的・技術的事項を規定した「原子力災害対策指針」等に基づき、「地域防災計画」や「広域住民避難計画」等を策定している。

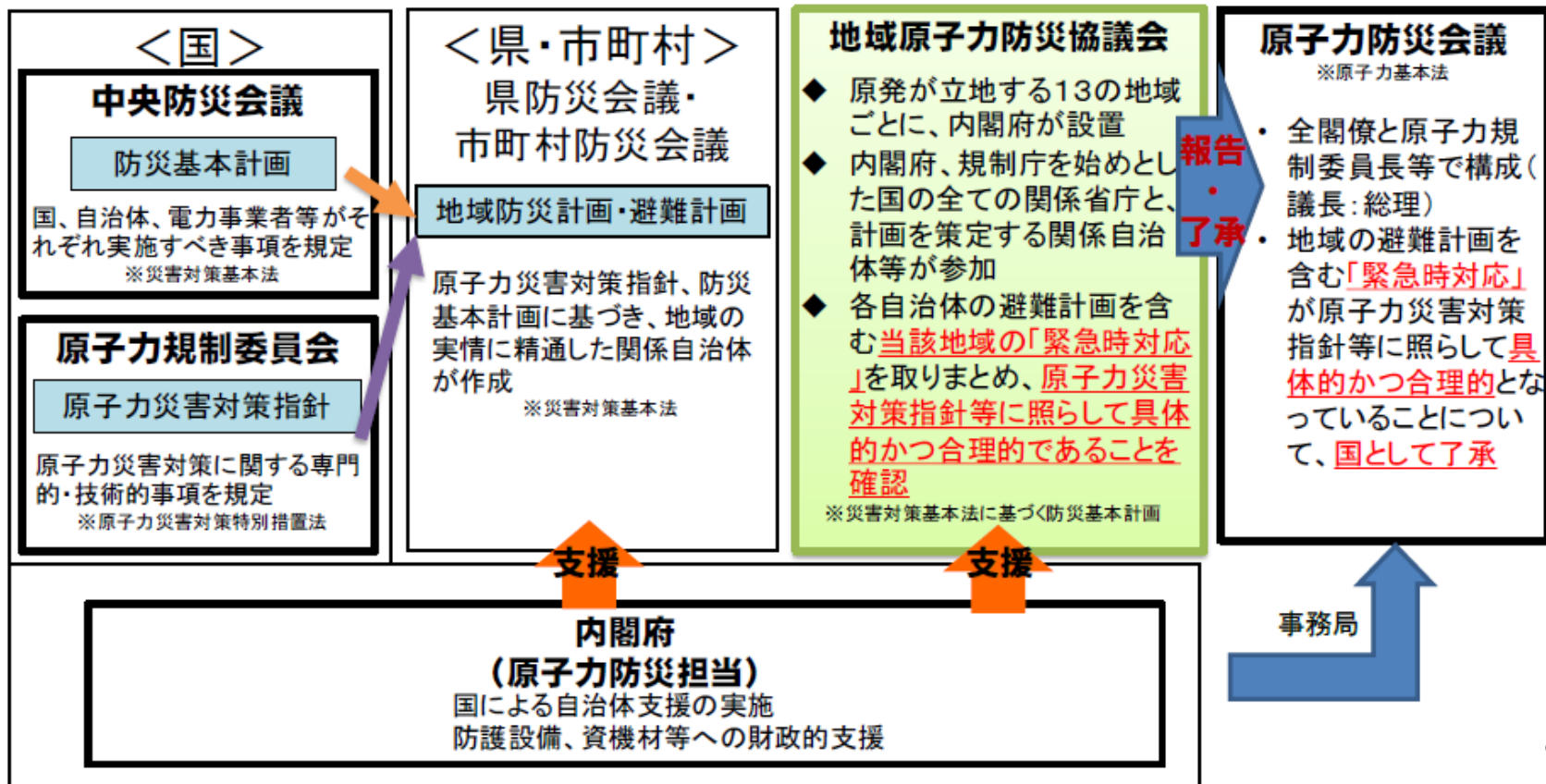


「緊急時対応」について

○原子力災害に関して原子力災害対策重点区域を含む県・市の地域防災計画・避難計画等や国の対応等の内容を整理し、とりまとめたもの。

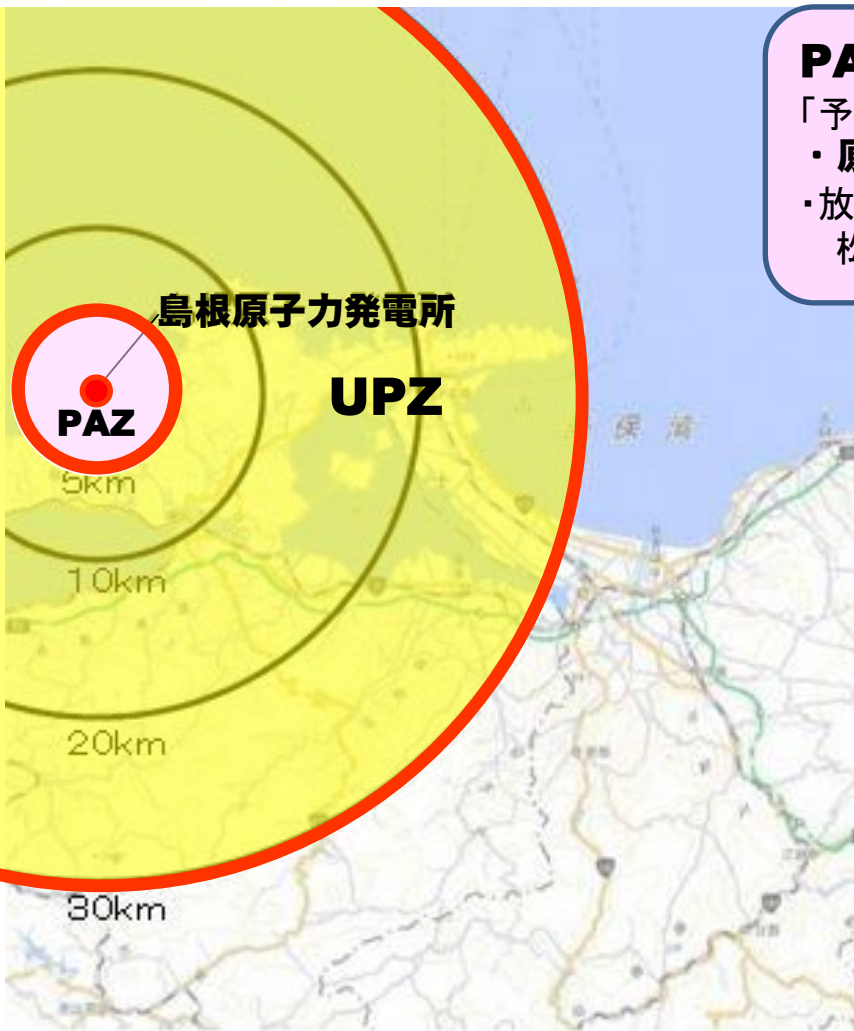
○防災基本計画に基づき、内閣府、地方公共団体等は、「緊急時対応」が「原子力災害対策指針」等に照らし具体的かつ合理的であることを協議会で確認した後、「原子力防災会議」（議長：内閣総理大臣）に確認結果を報告し、了承を得る。

※「島根地域の緊急時対応」は本年9月7日に原子力防災会議で了承済



原子力災害対策重点区域（PAZ・UPZ）

- 「原子力災害対策指針」により、「原子力災害対策重点区域」として、島根原子力発電所から概ね5km圏内をPAZ、概ね5～30km圏内をUPZに設定
- 鳥取県では境港市と米子市の一部がUPZに設定。



PAZ: Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

- ・原発から概ね5km圏内
- ・放射性物質が放出される前から予防的に避難等を行う。
松江市 約0.95万人

UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone

「緊急防護措置を準備する区域」

- ・原発から概ね5km～30km圏内
- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前に住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質放出後、緊急時モニタリングの結果等により、一時移転(避難)等を実施。

30km圏内（UPZ）の市町村

鳥取県：米子市 約3.7万人（1.7万世帯）

境港市 約3.4万人（1.5万世帯）

〔人口約7.1千人（3.2万世帯）〕

島根県：松江市、出雲市、安来市、雲南市

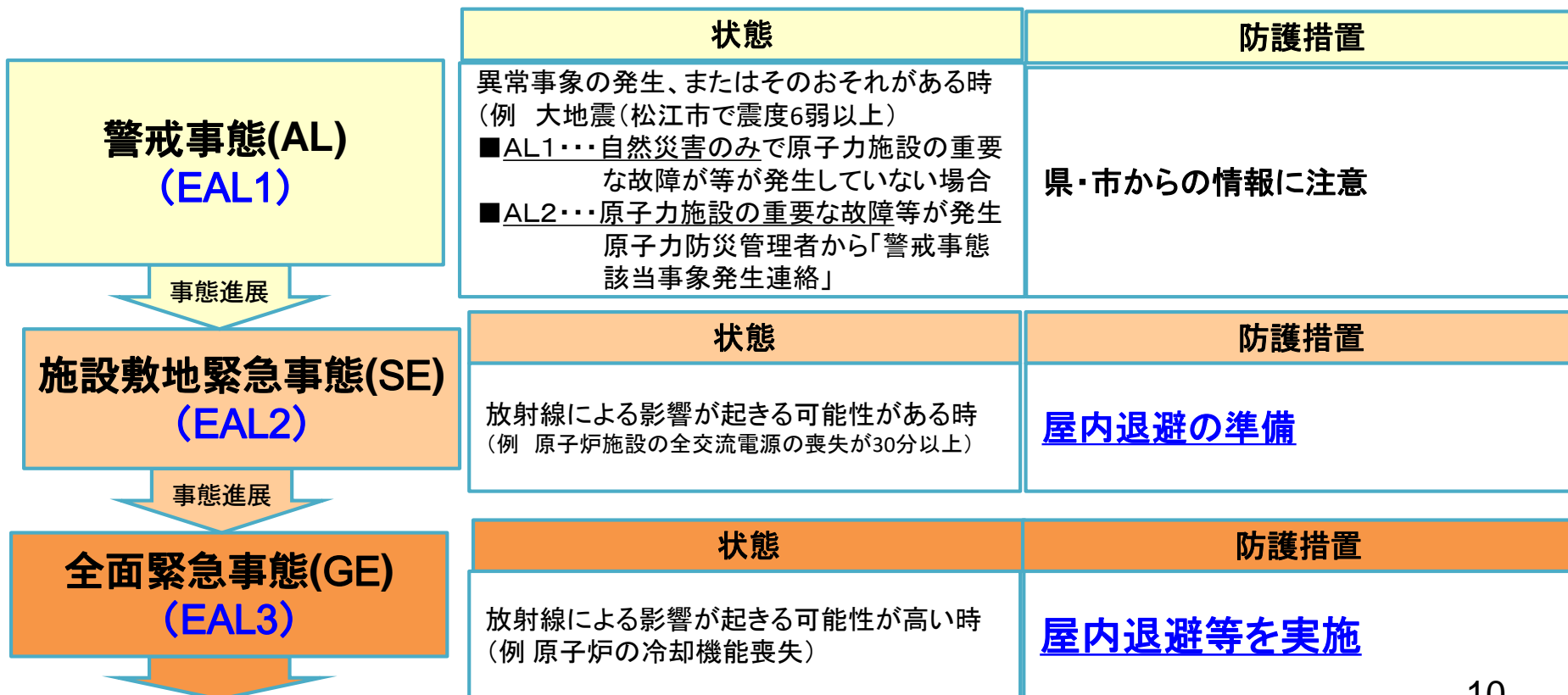
〔人口約38.6万人〕

原子力災害対策指針による防護措置の判断基準（UPZの対応）

事態	基準	判断基準
放射性物質放出前	EAL	原子力施設の状況に応じた基準
放射性物質放出後	OIL	放射線モニタリングなどの計測値に応じた基準

放射性物質放出 **前**

▼原子力施設の状態をEALと照合し、住民防護措置の準備・実施を指示



原子力災害対策指針による防護措置の判断基準（UPZの対応）

放射性物質放出 後

モニタリング測定値が基準を超過した地域へ追加の防護措置の実施が判断されます。

判断基準

OIL6 0.5マイクロシーベルト／時間超過

OIL2 20マイクロシーベルト／時間超過

OIL1 500マイクロシーベルト／時間超過

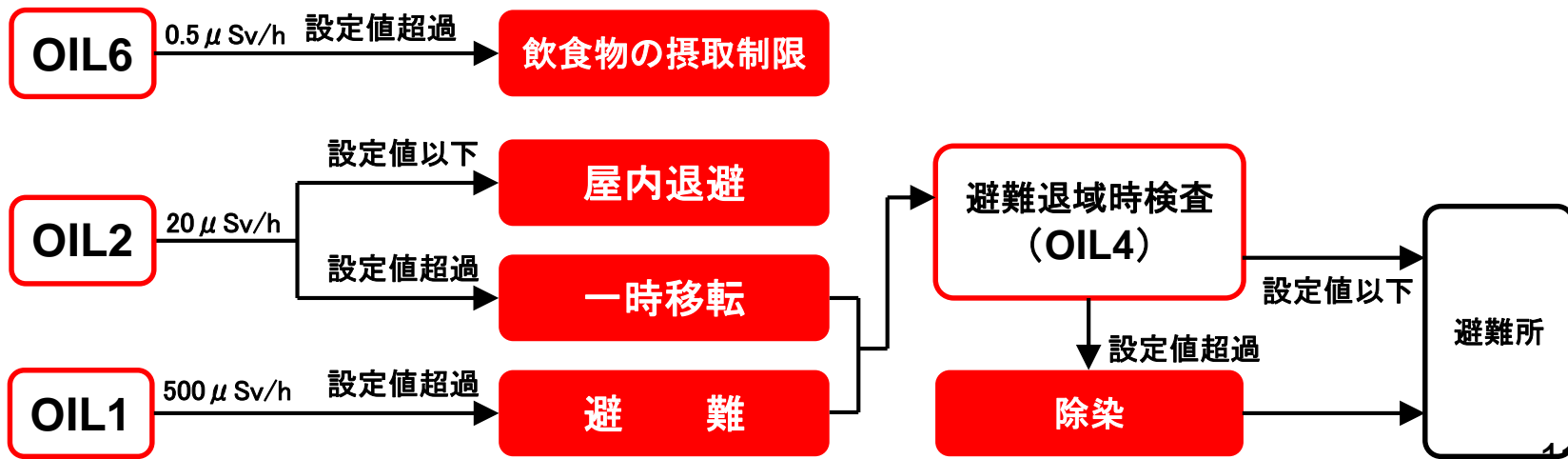
防護措置

検査結果によりOIL6を超える飲食物の摂取制限を行います。
摂取制限が出された飲食物を口にしないでください。

地域生産物の摂取の制限を行います。
1週間程度以内に一時移転(避難)を実施してください。

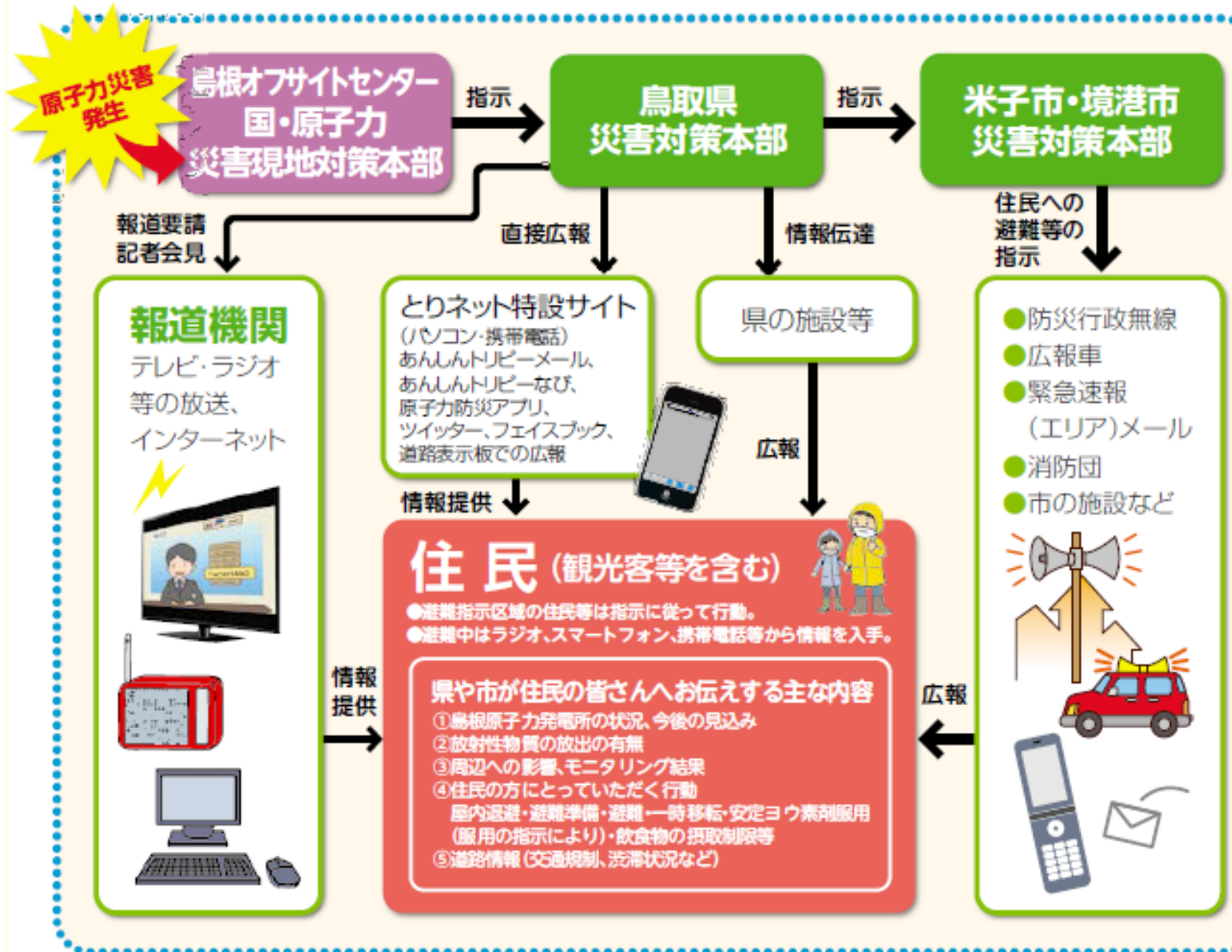
1日以内に避難を実施してください。
※施設入居者など速やかに避難(移動)できない住民は
屋内退避を継続

●UPZ(原発から概ね5km～30km圏内)の対応



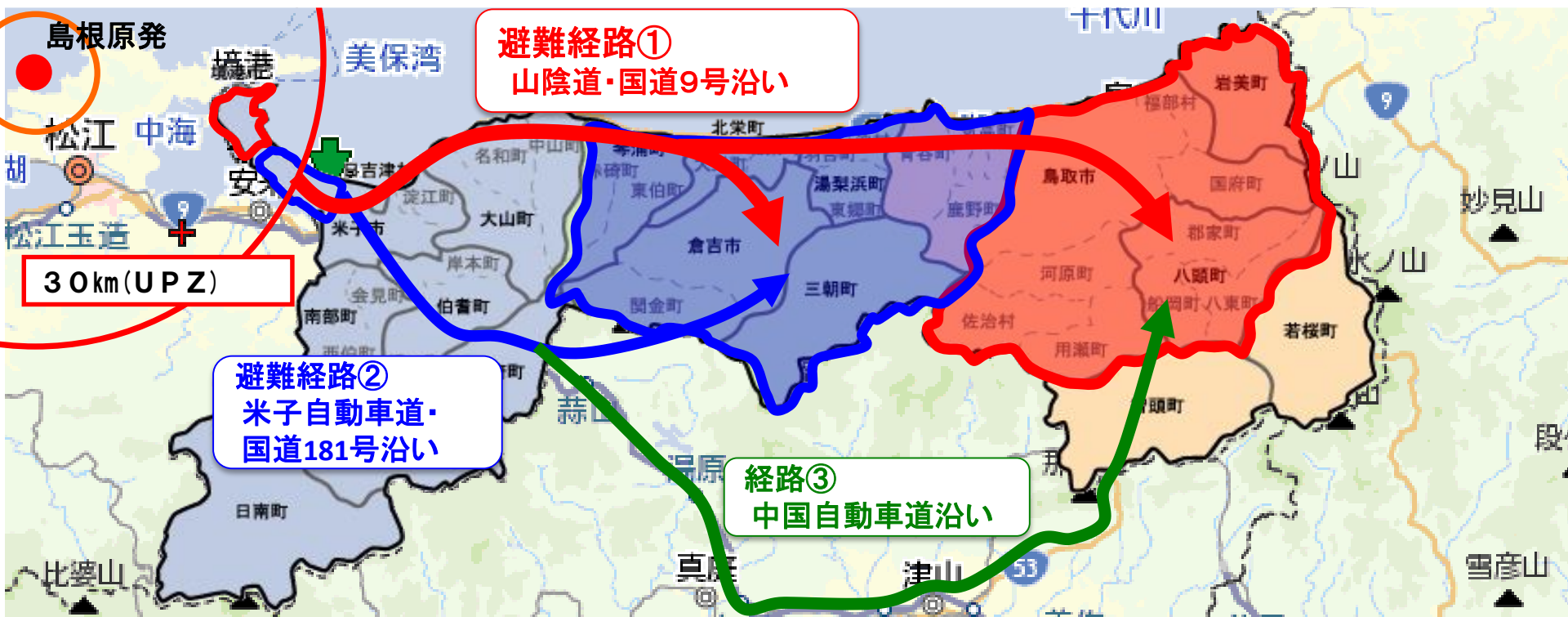
※放射性物質の放出がなくても、今後放出が予測される場合など、状況によって避難指示等が出される場合があります。

緊急時の住民広報・情報連絡



鳥取県広域住民避難計画（避難先・避難ルート）

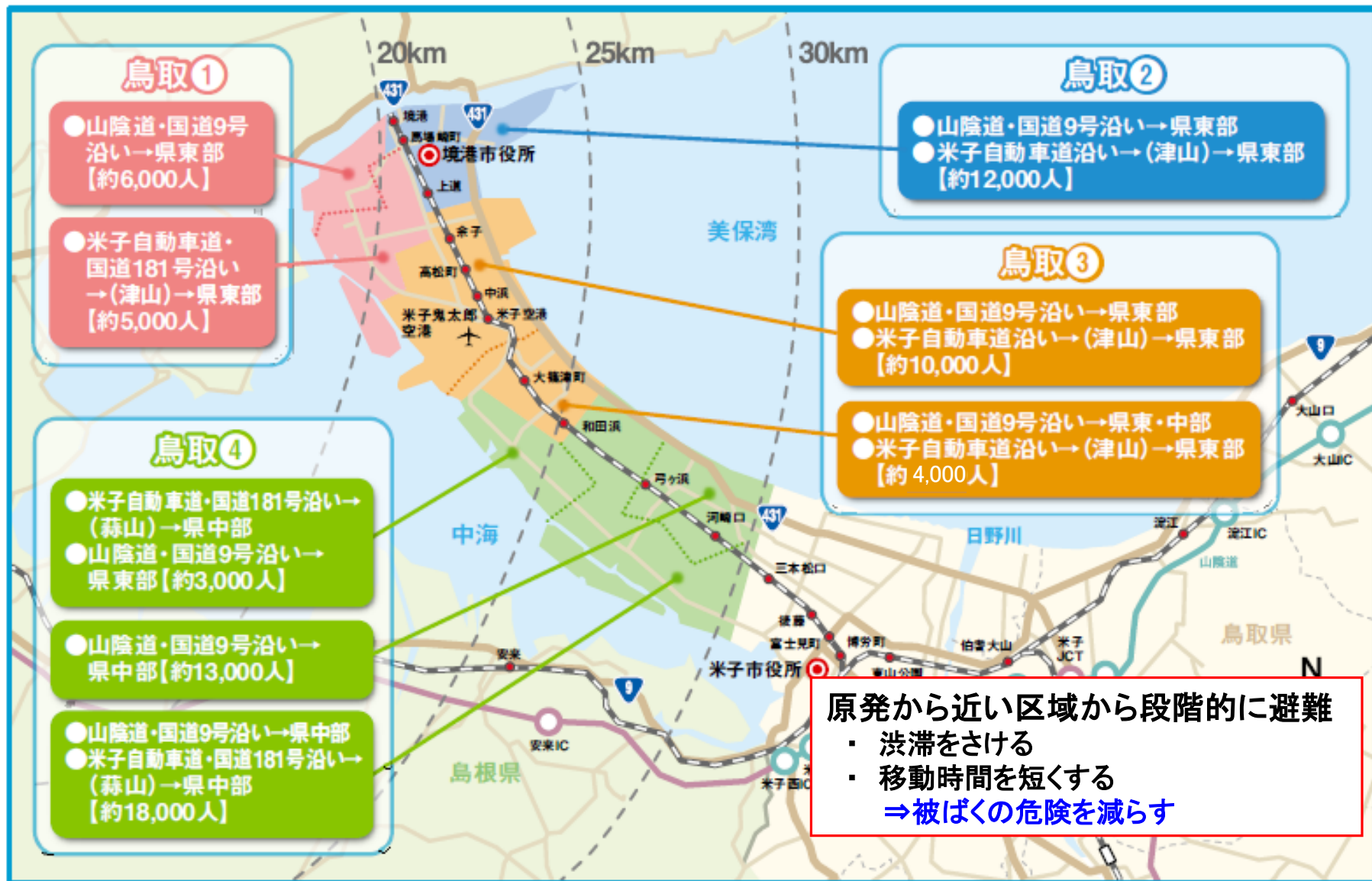
- 島根原発で事故が起き、最も厳しい状況であるUPZ30km圏全域に避難指示が出された場合も想定して避難計画を作成
 ※事故時には、実際に避難等が必要となる特定の地域を対象として避難等の防護措置を実施。
- 避難元の境港市・米子市から、主に3つの経路により県中部・東部地区へ避難
- あらかじめ避難元の地区ごとに避難先施設等を具体的にマッチング



避難元	避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.4万人
米子市(一部)	鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	約3.7万人

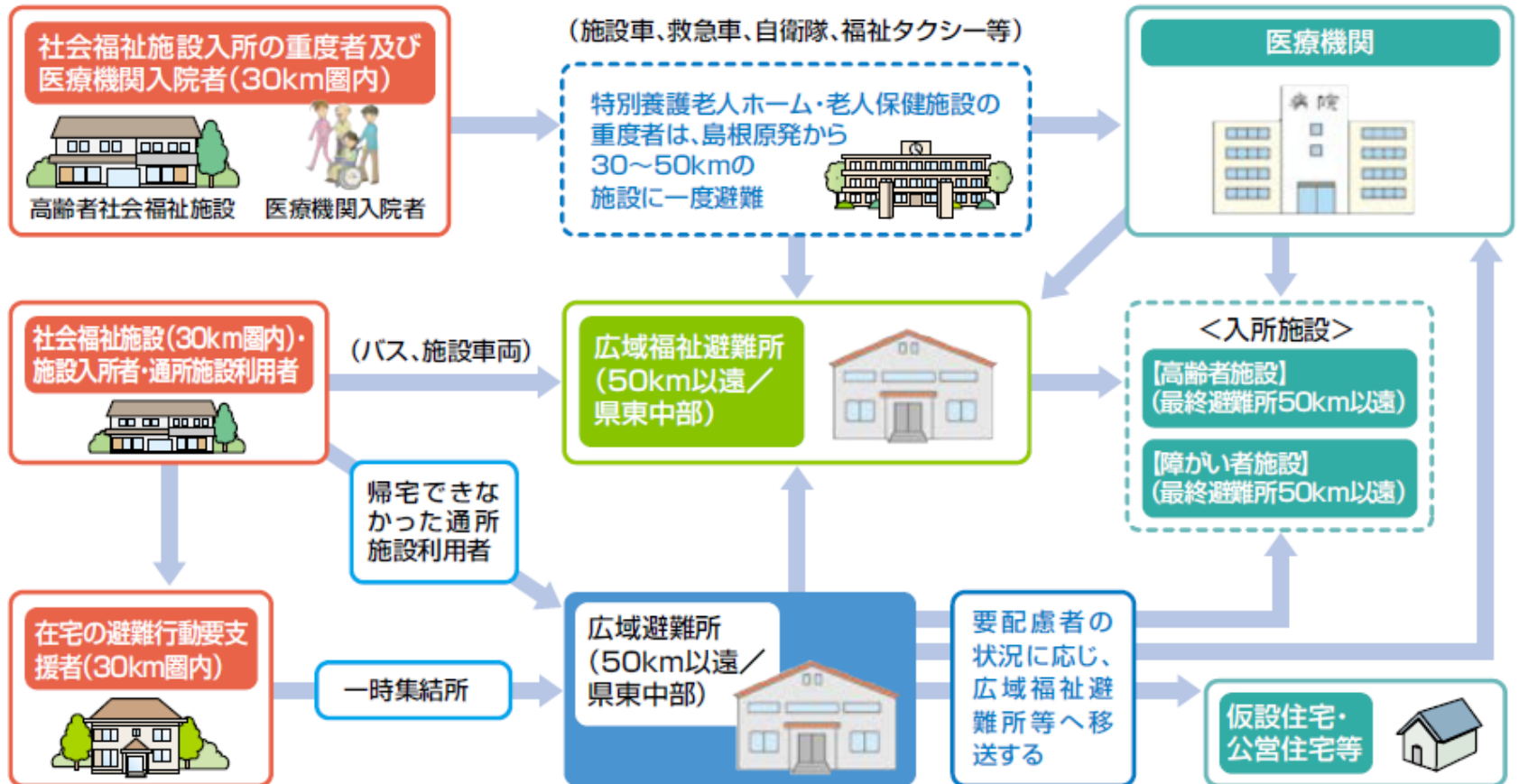
鳥取県広域住民避難計画 段階的避難

- UPZ圏全域に一斉に避難指示が出された場合、UPZ内を4地区に分けて、島根原発に近い地区から段階的に避難を実施



社会福祉施設入所者等の避難

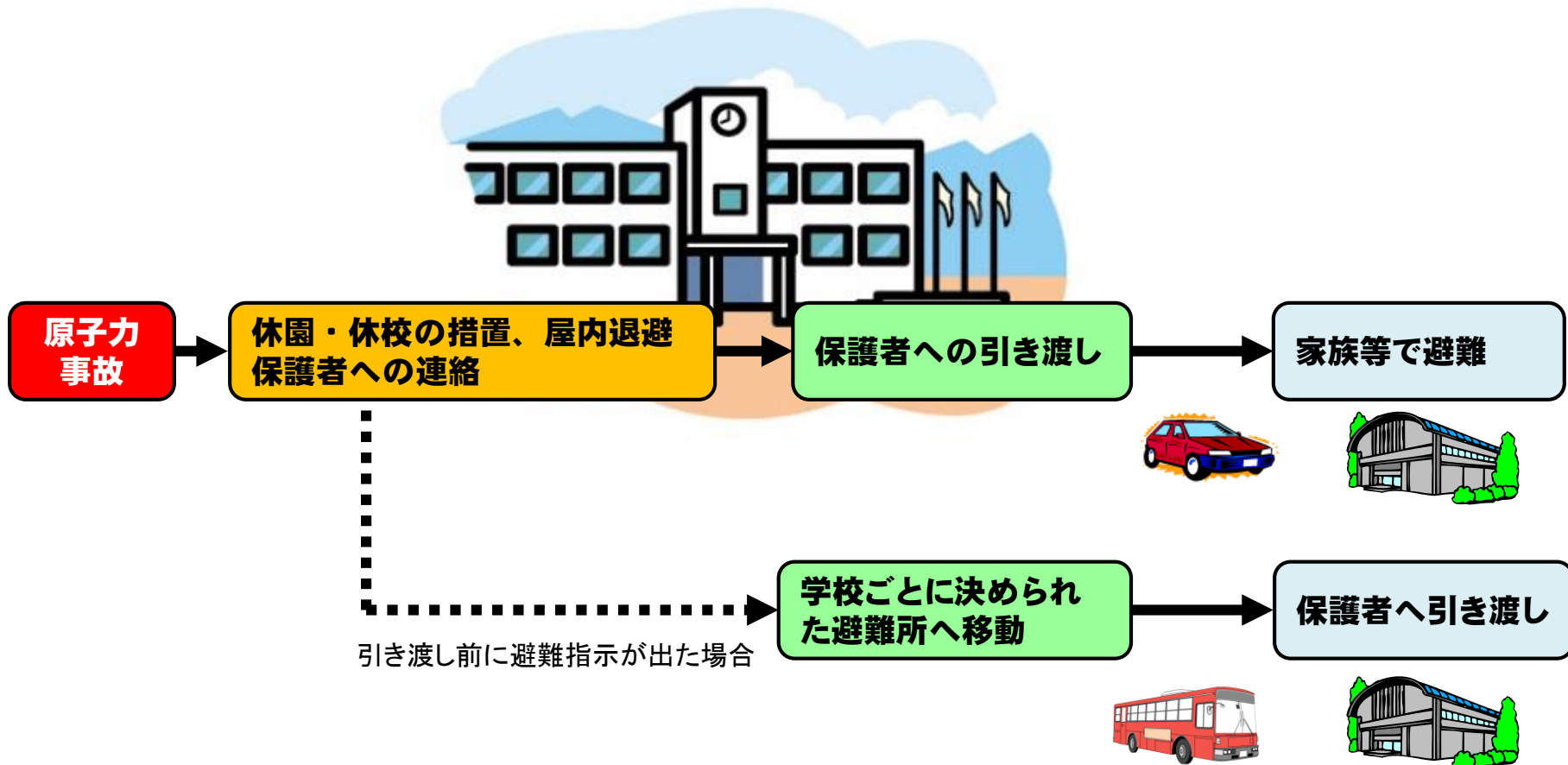
- あらかじめ避難先としている広域福祉避難所に避難し、その後最終避難先に避難。
- 重度者や入院者は、身体への負担を考え避難手段や受入先が整ってから避難。



児童・生徒の避難

○事故が「施設敷地緊急事態」に進展したときには、直ちに保育園・幼稚園、小中高等学校等を休園・休校するとともに、屋内退避等により児童・生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを開始。

○保護者へ引き渡し前に避難指示が出された場合は、教職員引率のもと学校ごとに決められた避難先に移動した後に、保護者に引き渡し。



避難退域時検査の実施

- 避難される方は、車や身体、携行品の表面に放射性物質が付いていないかを避難の途中で検査（避難退域時検査）します。
- 検査は車の検査、代表者の検査の順で実施。代表者の検査で放射性物質が見つかった場合は、一緒に車に乗っていた方全員を検査。
- 検査の結果、放射性物質が付着している場合には簡易除染を行い、付着していないことが確認された場合には「検査済証」を受領し、避難所に向かいます。



※ゲートモニターを通過すると車両に放射性物質が付着しているか確認できます。

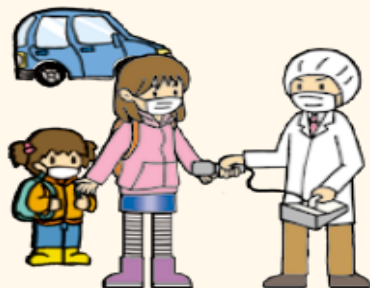
①車両検査

車両の表面に放射性物質が付着していないかどうかを検査します。



②車に乗っている住民の方(代表者)の検査

車に乗っている住民の方の代表者の指定箇所(頭・顔、手、靴底)を検査します。放射性物質が付着している場合には、体表面全体を検査します。



③車に乗っている住民の方(全員)の検査

代表者に放射性物質の付着が認められた場合、車に乗っている住民の方全員の指定箇所(頭・顔、手、靴底)を検査します。放射性物質が付着している場合には、体表面全体を検査します。



④住民の方の簡易除染・検査

ウェットティッシュなどで付着した放射性物質を拭き取り、又は水で洗い流します。



※水で洗い流す場合、周囲に水が飛び散らないように除染テント内で行い、使用した水は全て回収します。

⑤車両の除染

車両検査で放射性物質が付着している場合は、付着した放射性物質を水で洗い流したり、拭き取ったりします。



⑥避難所等へ移動

検査や簡易除染で放射性物質が付着していないことが確認された場合には、検査証明書を受け取り、避難所等へ移動します。

避難退域時検査（会場）

- 避難経路上に、「避難退域時検査会場」を開設し、避難車両等の検査・簡易除染の実施
- 併設する避難支援ポイントでは、避難住民に対する総合的な支援（情報提供（ガソリンスタンド、避難所、交通規制等）、食糧、水、トイレ）を実施

避難経路と避難退域時検査会場



広域避難所の設置運営

- 自治会単位であらかじめマッチングした避難所へ避難する
- 避難先市町が、避難元市又は県との協議により、避難所を開設運営
- 避難所のうち県有施設は県が開設運営する
(避難元市は広域避難所の運営支援を行う。また県は市町村営避難所への支援も実施)
- 避難所の当初運営は避難先市町の職員等で行い、その後、避難住民の自主運営や支援団体の運営等に移行する
- 避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得して供給する
- 避難所の早期解消を目指し、避難後1か月を目途に仮設住宅等へ入居開始し、完了は概ね6か月以内を目標とする



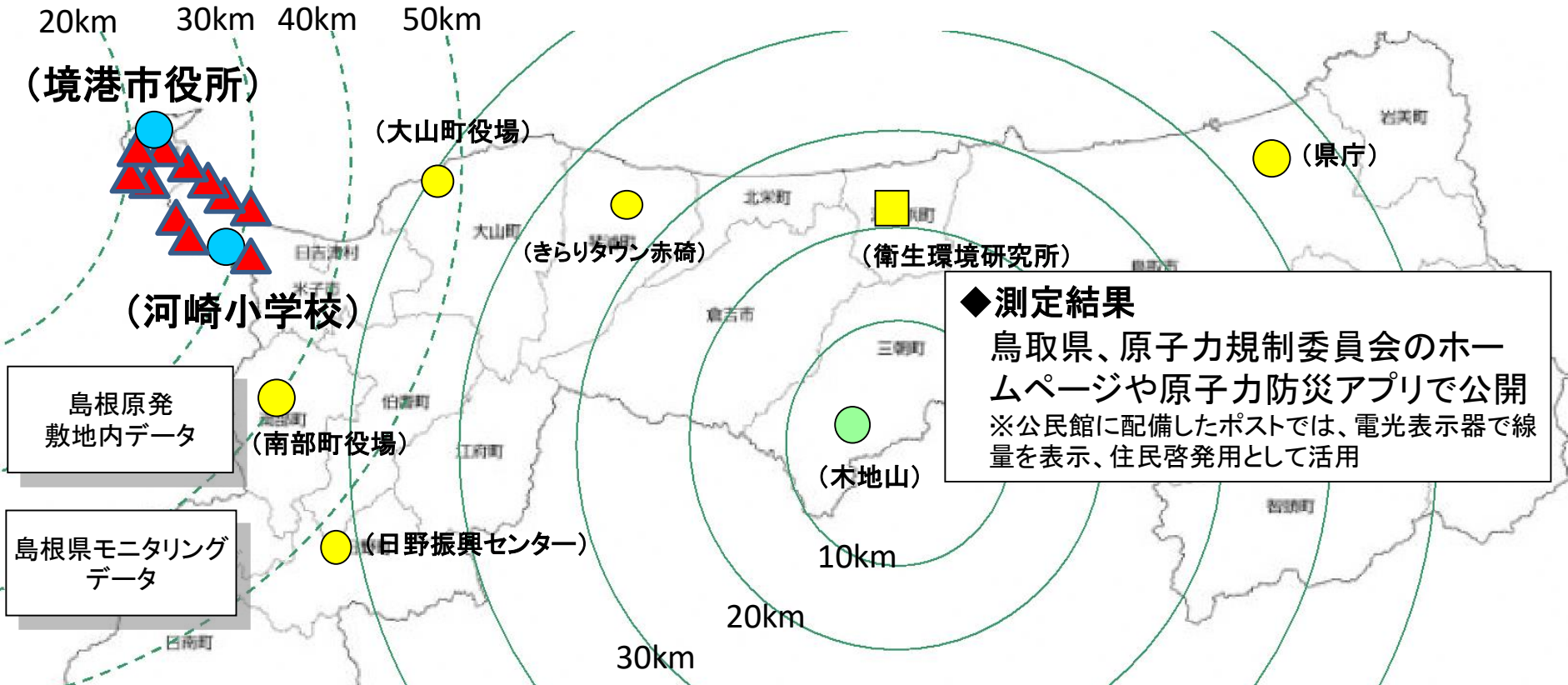
避難所



仮設住宅

環境放射線モニタリング（環境の放射線量の測定）の体制

- モニタリングポスト13基（固定局2基、可搬局11基）でUPZ内の放射線量等を測定。そのほか、モニタリング車2台とサーベイ車2台を配備。
- 測定結果は県ホームページなどで公開



◆測定結果
鳥取県、原子力規制委員会のホームページや原子力防災アプリで公開
※公民館に配備したポストでは、電光表示器で線量を表示、住民啓発用として活用



安定ヨウ素剤の配布

○放射性ヨウ素は体内に取り込まれると甲状腺の内部被ばくを引き起こすが、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することで、この内部被ばくを抑える効果がある(※外部被ばく等や他の放射性物質による被ばくの防止効果はない)

○原子力災害発生時に、原子力規制委員会の判断に基づき、国、県又は市からの指示で服用する(基本的には、UPZ圏内の避難等と合わせて緊急配布)

【服用を優先すべき対象者】

妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児含む)。40歳以上(妊婦、授乳婦を除く)は服用する必要性は低いとされている。

【備蓄・配布場所】

- ・緊急配布ができるようUPZ圏内の一時集結所、学校、福祉入所施設等に備蓄
- ・配布は、UPZ圏内の一時集結所で行い、一時集結所で受け取れず、服用せず避難された場合は、UPZ圏外の「避難退域時検査会場」で配布

【事前配布】

UPZ圏内の住民で、障がいや病気、小さい子どもが世帯にいるなどの理由により、一時集結所で受け取ることが困難な(負担となる)方を対象に、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。

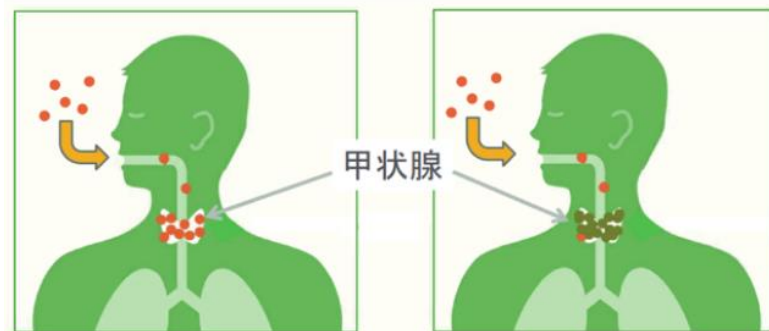
米子市、境港市内での事前配布説明会(本年度は10月3日:境港市、10月17日:米子市)

米子保健所(通年、毎月第2・第4火曜)

《安定ヨウ素剤》



《服用効果》



服用しない場合

予め服用した場合²¹

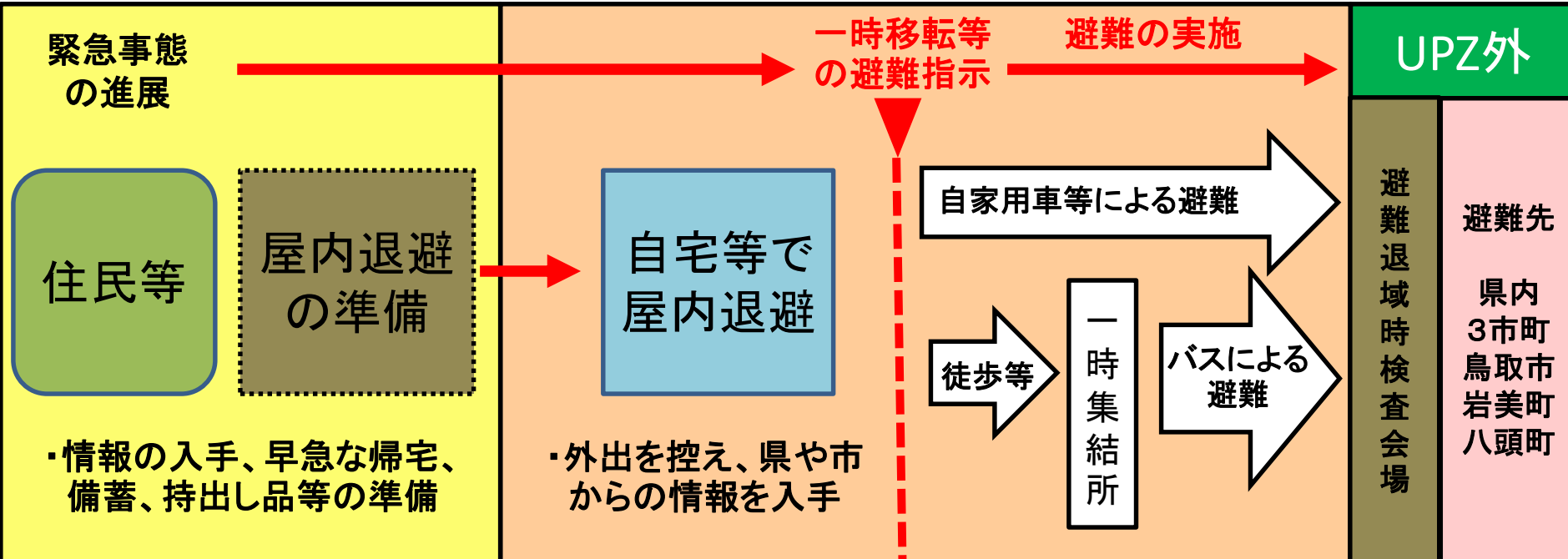
● 放射性ヨウ素
● 安定ヨウ素剤

境港市の避難

避難の流れ

～事態の進展に応じて実施～

境港市人口：約3.4万人



- ◆境港市における一時集結所
- ・公民館7施設
- ・小学校7校(うち閉校1)
- ・中学校3校、高校2校
- ・体育館3施設、集会所3施設

- ◆安定ヨウ素剤の配布【配布場所】
- ・一時集結所
- ・避難退域時検査会場

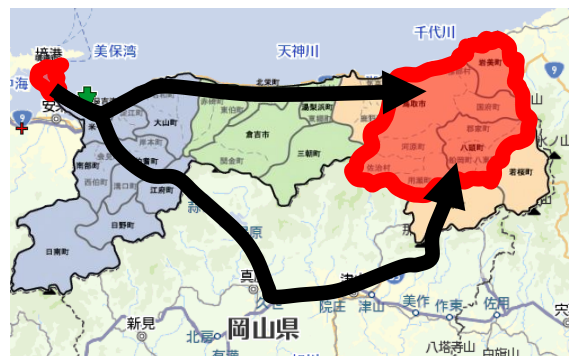
- ◆避難行動要支援者等の避難
- ・長距離の移動が健康状態に影響しないよう配慮し、福祉車両等を活用し避難を実施。

境港市の避難

- 境港市からは鳥取市、岩美町、八頭町に広域避難
- 避難元地区ごとに、避難先施設をマッチング済み

《マッチング例》

避難元			避難先	
小学校区	地区名		市町名	施設名
外江地区	えびす 中町 外江町中央 ほか	➔	鳥取市	日進小学校 鳥取市文化センター 明德地区公民館 ほか
誠道地区	誠道町(1区)ほか		岩美町	中央公民館 岩美高等学校 ほか
中浜地区	新屋町 小篠津町 財ノ木町 ほか		八頭町	八頭中学校 八東体育文化センター 八頭高等学校 ほか



米子市の避難

- 福島第一原発事故後の原子力災害対策指針の修正を受け、平成25年3月に「米子市広域住民避難計画」を策定。
- 米子市は、弓ヶ浜半島の大部分がUPZに該当。市民の約25%（約3.7万人）がUPZに居住。
- 原子力災害時の避難先として、主に県中部市町（一部鳥取市を含む。）をマッチング。
- 鳥取県、境港市と連携しながら、避難訓練の実施など、原子力防災対策を推進。

避難指示等の伝達

- 防災行政無線（防災ラジオ）
- 緊急速報メール
- 広報車
- 消防団

など



一時集結所

UPZの各公民館、
小・中学校
(21か所)

安定ヨウ素剤
配布・服用



避難退域時検査会場

避難退域時検査

→線量が基準値
以上であれば
除染



検査済証発行

避難所へ
(主に県中部)

米子市の避難

- 米子市からは鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町に広域避難
- 避難元地区ごとに、避難先施設をマッチング済み

《マッチング例》

避難元			避難先	
公民館区	自治会名		市町名	施設名
大篠津地区	御崎・上口 ほか	➔	鳥取市	宝木小学校 ほか
崎津地区	崎津3区 ほか		倉吉市	倉吉市営体育センター ほか
富益地区	川上		湯梨浜町	ハワイアロハホール ほか
彦名地区	彦名1区 ほか		三朝町	三朝町総合スポーツセンター
夜見地区	夜見1区 ほか		北栄町	北条小学校 ほか
住吉地区	旗ヶ崎3区南 ほか		琴浦町	成美公民館 ほか



米子市の避難

避難先及び避難経路確認訓練

- H27 倉吉市、琴浦町、北栄町、三朝町
(米子市加茂地区)
- H28 倉吉市(米子市和田地区)
- H29 倉吉市、琴浦町(米子市住吉地区)
- H30 湯梨浜町(米子市富益地区)

避難先自治体職員による説明



避難先施設の確認



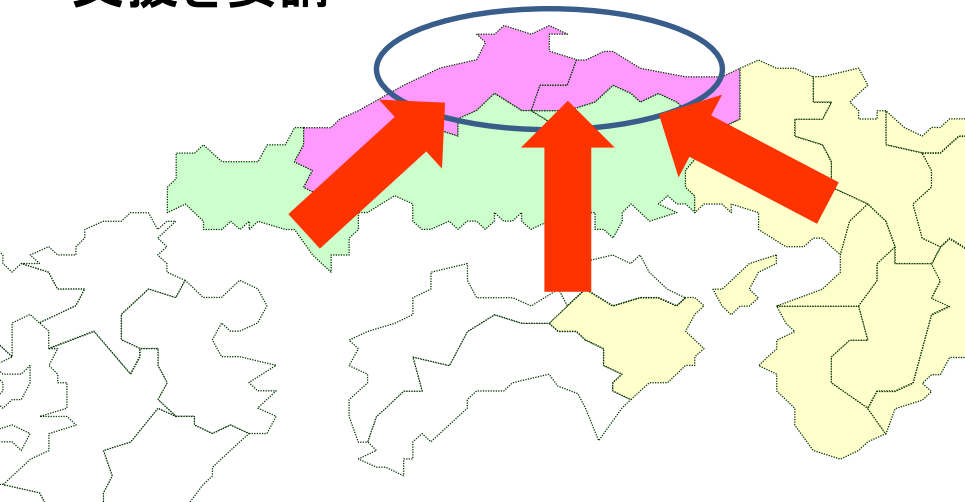
3 避難計画の実効性向上に係る取組について

避難車両の確保

○避難に必要なとなるバスや福祉車両等を協定締結等により確保

- ・「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」
(H29年4月:鳥取県・島根県、中国5県バス協会)
- ・「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」
(H27年12月:2府8県、関西広域連合、2府8県のバス協会)
- ・「原子力災害時における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」
(H29年7月:鳥取県・島根県、中国5県ハイヤータクシー協会)

○不測の事態により確保した車両が対応できない場合は、自衛隊等の実動組織に支援を要請



	車椅子車両	ストレッチャー車両	バス
必要車両台数	74台 ※1	40台 ※2	205台 ※3
保有台数	1,187台 (県内785台、 中国地方402台)	287台 (県内199台、 中国地方88台)	5,860台 (県内510台、中 国地方5,350台)

※1 必要者1,030人をピストン輸送(14往復(2往復/日×7日)を想定

※2 必要者555人をピストン輸送(14往復(2往復/日×7日)を想定

※3 避難者7,113人(全人口の1割)を35人/台のバス乗車を想定

28

※関西広域連合内のバス保有数:17,156台

原子力災害時の避難の円滑化

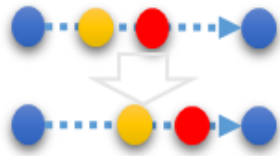
避難経路の渋滞緩和等を図り、より確実な避難及び避難時間の短縮のため、避難円滑化モデル実証事業を実施。

【主な内容】

- 1 信号機の遠隔制御による交通流量の向上
○信号機遠隔制御化（17基）、交通管制システムの改修
- 2 道路監視体制の強化
○道路監視カメラの設置（47基）、道路カメラシステム構築
- 3 避難中の住民への情報提供の充実
○道路情報板の設置（2基）

【信号機の遠隔制御化】

交通流量に応じ、青点灯時間を遠隔で調整



【道路監視カメラ】

避難路の被災状況や避難時の交通流量等把握



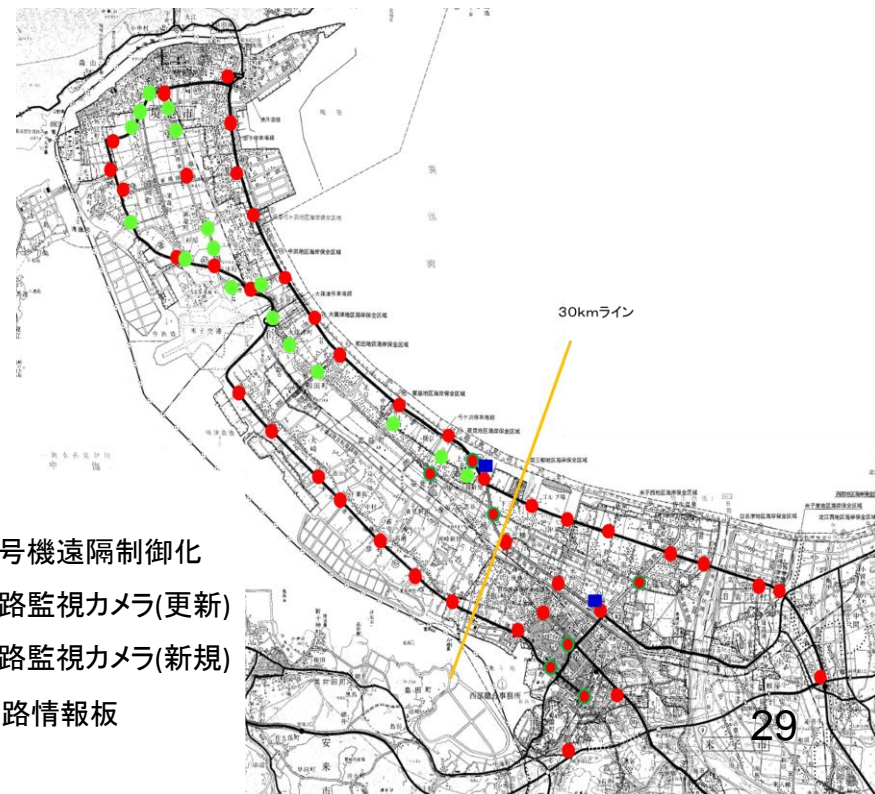
【道路情報板】

避難経路周知(経路変更への対応)



【道路カメラシステム】

閲覧ソフトにより瞬時に道路状況を把握



補給管理システムの構築・原子力防災支援拠点

- ・避難退域時検査で使う資機材等を標準化した上で、コンテナ化し、一括管理することで迅速な輸送体制を構築。
- ・原子力防災資機材を一括保管するとともに、迅速な使用を可能にする原子力防災支援拠点(補給倉庫)を、吉岡温泉IC付近(鳥取市)に整備中。



県民等への普及啓発

原子力防災対策については、住民の放射線に対する正しい理解と防護対策への共通の理解が重要であるため、普及・啓発活動をPull型・Push型など様々な形で実施

放射線に関する
基礎知識の普及



放射線に対する
正しい理解

CATV情報番組

原子力防災訓練

出前説明会

原子力防災
ハンドブック等

原子力防災動画チャンネル
YouTube

原子力防災講演会・放射線研修会



広域住民避難計画
等の周知

災害時の適切な対応

原子力防災の
取組の周知

原子力施設見学会(島根原子
力発電所、オフサイトセンター等)

原子力防災に
関する正しい理解

とっとりの
原子力防災2021

県政広報(県政だより、とりリンク、
新聞、原子力防災アプリ、ホーム
ページ等)

住民説明会
(米子市、境港市等)

原子力防災に関する
安心・安全の確保



原子力防災講演会（全県民対象・平成24年1月～）

放射線や放射線防護などについて学び、県民の方が原子力災害時に適切な対応や行動〔外部被ばく・内部被ばくへの注意、屋内退避の有効性、避難等〕がとれるようにするため、県民を対象とした原子力防災講演会を開催（R2～オンライン）。この講演会は、福島第一原子力発電所事故後毎年開催。

【令和3年度開催実績】	米子市	境港市
日時	6月26日（土）13:30～15:00	6月27日（日）13:30～15:00
会場	米子市立図書館多目的研修室	境港市保健相談センター講堂
講師	長崎大学医学部原爆後障害医療研究所 教授 高村 昇氏	リモート出演
参加者	県民 26名	県民 7名
開催風景		
【令和2年度開催実績】	境港市	米子市
日時	9月5日（土）13:30～15:00	9月6日（日）10:30～12:00
会場	米子市福祉保健相談センター会議室	境港市保健相談センター講堂
講師	東京都市大学工学部原子力研究所 客員准教授 岡田 往子氏	リモート出演
参加者	県民 10名	県民 19名
開催風景		

放射線研修会（東部・中部地域の住民及び行政職員を対象）



原子力災害発生時の円滑な住民避難のためには、避難先地域の住民等への放射線や原子力災害、広域避難に関する理解促進も重要であることから、避難先として計画する、県東・中部地域の住民、市町や県の職員を対象として研修会を開催（平成25年度から）。

【令和3年度開催実績】 オンデマンド配信（YouTube限定公開）

〔演題〕 放射線被ばくと健康影響


〔講師〕 鳥取大学医学部附属病院放射線診療科 教授 吉田 賢史 氏
視聴者 約100名

【令和2年度開催実績】

	県中部地域	県東部地域
日 時	10月12日（月）13:30～15:30	10月13日（火）10:30～12:10
会 場	三朝町総合文化ホール 大会議室	県東部庁舎 講堂
内 容	〔演題〕 原子力災害時における緊急時対応（放射線の基礎と測定） 〔講師〕 近畿大学 原子力研究所 准教授 小川 喜弘氏	
参 加 者	中部地域の住民、市町・県職員43名  ▲中部会場開催の様子	東部地域の住民、市町、県職員等46名  ▲東部会場開催の様子

避難先・避難経路確認訓練（平成27年度～）

広域住民避難計画に記載する避難経路、避難退域時検査会場、避難先施設等を実際に視察し、広域避難に関するイメージを掴んでいただくとともに施設の状況を確認する住民参加の訓練を実施。

年度	参加地区・人数	日時	行程等
平成30年度	境港市誠道町住民 20名	4月8日(日)	【視察行程】 一時集結所 ⇨ 避難退域時検査会場 ⇨ 避難先施設 ・移動については広域住民避難計画で設定する広域避難ルートを使用して移動し、移動に要する時間などを体感。 ・避難先施設到着後は、施設の内・外観を視察するとともに、施設管理者や地元自治体の防災担当者から施設の特徴や周辺環境(医療機関や店舗の所在状況)の説明を受け、広域避難時の滞在イメージを持ってもらえるよう取り組んでいます。
	境港市中浜地区 (財ノ木町)住民 37名	9月2日(日)	
	米子市富益地区 (西中自治会)住民 20名	9月23日(日)	
令和元年度	境港市中浜地区 (夕日ヶ丘1丁目)住民 18名	11月24日(日)	 <p>▲訓練時の視察・説明聴講の様子▲</p>

避難受入先への周知（原子力防災ハンドブック、避難所周知システム）

【原子力防災ハンドブック】

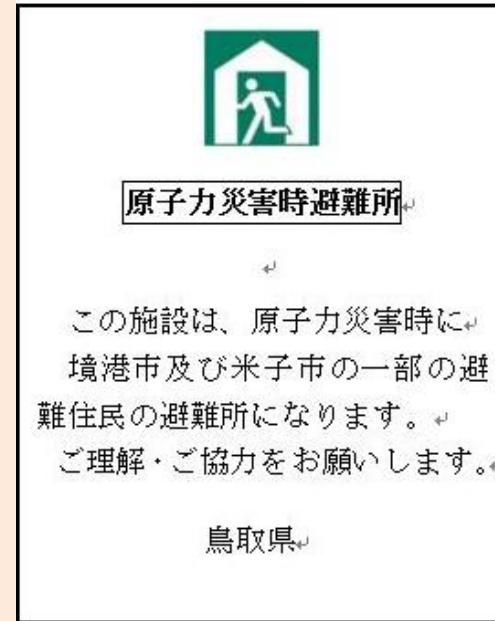
- ・原子力災害時の対応や放射線の基本的な知識の普及啓発のための広報紙として、UPZ圏内の他、避難先となる県内市町村の住民向けにも配布。
- ・令和2年度より県在住の外国人の方向けに多言語版（英語、ロシア語、ベトナム語、韓国語、中国語）を作成。



データは原子力安全対策ホームページ
(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>)に掲載

【避難所周知システム】

- ・広域避難受入先の原子力災害時避難所内に、「原子力災害時避難所」である旨を標識した物品を施設利用者や地域住民の方の目に触れるところに設置することで、当該施設が原子力災害時の避難施設になることを周知。



キャビネット内には簡易ベッドを収納



鳥取県原子力防災アプリ

要避難地域

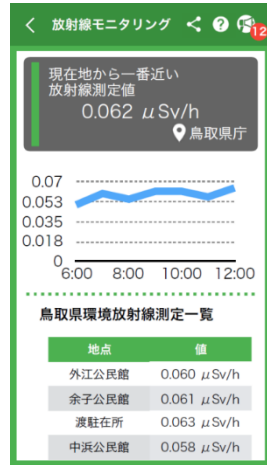
GPSによりその付近の
空間線量率を入手

避難先地域

あらゆる場面で、住民が必要とする行政情報を直接発信するツール

- ・ フェーズに応じたきめ細かな情報の発信
- ・ 安心感(いつも繋がっている、情報をいつでも入手)

緊急時には、画面が緊急時モードに自動切替



※UPZ圏内の住民は住所登録により避難所までの経路等が確認できます。

- ・ マップ(避難経路)
- ・ モニタリングの状況
- ・ 原子力防災ハンドブック
- ・ 渋滞情報
- ・ 県からお知らせ など

ください
留まり、屋内
ください。高齢
などは、自宅な
どの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めるなど、早めに屋内退避を始めてください。外出中の方や事業所の皆さんは、速やかに帰宅してください。



鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）

○島根県等との合同訓練で得られた成果等に基づく「島根地域の緊急時対応」の検証のほか地域防災計画及び避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

《令和3年度訓練実施予定》

【期日】令和4年2月2日(水)、5日(土)

【内容】本部等運営訓練、緊急時モニタリング訓練、広報情報伝達訓練、住民避難訓練、避難退域時検査等訓練、原子力災害医療活動訓練、避難誘導・交通規制等訓練等

〔令和2年度訓練の様子〕



本部等運営訓練



緊急時モニタリング訓練



住民避難訓練、車両確認検査等訓練



避難所開設訓練

PDCA（地域防災計画、避難計画等）

○鳥取県、米子市、境港市では、万一の島根原子力発電所での事故に備えて、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域住民避難計画等、避難等の防護措置に必要な計画を策定。

○毎年、原子力防災訓練を実施し、訓練で得られた成果等に基づき、計画等を修正して、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図っている。

避難のより一層の実効性の向上

【Plan】

地域防災計画、避難計画等の策定・修正

【Do】

- ・原子力防災訓練
- ・実効性向上の取組

【Action】

計画の見直し

- ・原子力災害対策指針等の改定による修正
- ・訓練の実施、検証結果による修正

【Check】

- ・原子力防災訓練等の検証
- ・顧問等の意見反映
- ・住民からの意見（パブリックコメント等）

